

(No.358)

ごかの お知らせ

お知らせ

■人権擁護委員が法務局に常駐して相談等の職務を行っています

(総務課)

水戸地方法務局下妻支局では、水戸地方法務局下妻支局では、下妻市下妻乙124-2
毎週月曜日(祝祭日等の休日を除く)午前10時から午後3時まで
○常駐場所

○常駐委員 下妻人権擁護委員協議会所属の人権擁護委員
○お問い合わせ 水戸地方法務局下妻支局
☎ 0296(43)3935

■人権擁護委員による「全国一斉特設相談」を実施します

(総務課)

昭和24年(1949年)6月1日に人権擁護委員法が施行されました。そこで、法務省と全

国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な処理をとっています。なお、この常駐制度は次のとおりとなつておりますが、ご利用による相談、また、午前8時30分から午後5時までは当支局職

員による相談も行っています。

動にも努めています。

基本的の人権の尊重は日本国憲法の重要な柱の一つであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

にかかるず、健康づくりに努力された60世帯に「健康家庭」として記念品を送ることになります。

来る6月1日に「全国一斉特設相談」を開催し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。茨城県人権擁護委員連合会でも「人権擁護委員の日」にちなみまして、左記のとおり実施することになりました。

委員が人権問題等でお困りの方のご相談を受け付けします。

なお、五霞町には町長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

人権問題でお困りのときは、最寄の法務局の人権相談所または人権擁護委員までご相談ください。

水戸地方法務局下妻支局
○開設日時 6月1日(水)

午前10時から午後3時まで

○場所 福祉センター(ひばりの里)

・菊地正明さん
冬木1834
☎ (84)2344

・山中武男さん
元栗橋1281-1
☎ (84)0564

■5月1日から7日まで
は憲法週間です

(総務課)

人権が侵害されないように常に注意を払い、もし人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な処理をとっています。なお、この常駐制度は次のとおりとなつておりますが、ご利用による相談、また、午前8時30分から午後5時までは当支局職

■住民課窓口土曜日開庁のお知らせ

(住民課)

会社等にお勤めで、平日、役場においてになれない住民の方のために、住民課窓口を土曜日の午前中開庁しております。ぜひご利用ください。

○開庁時間 午前8時30分から正午まで
(祝祭日は除く)

○発行書類 住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録及び印鑑証明書

○お問い合わせ 茨城県人権擁護委員連合会
☎ 029(227)9911

・意識を育てよう
・国際化時代にふさわしい人権
・高齢者を大切にする心を育てよう

○お問い合わせ 水戸地方法務局
○お問い合わせ 茨城県人権擁護委員連合会
☎ 029(227)9911

・印鑑登録及び印鑑証明書
○お問い合わせ 住民課(内線231)
○お問い合わせ 住民課(内線231)

■小規模契約希望者登録申請窓口の拡張について

(財務課)

誰もが健康に過ごせることを願いますが、病気やケガは突然襲ってきます。国保はそのような場合に備えて加入者の皆さん

がお金(保険税)を出し合い医療を受けたときなどの費用に充てる助け合いの制度です。

町では、保健事業の一環として、平成16年度中に一度も病院

にかかるず、健康づくりに努力された60世帯に「健康家庭」として記念品を送ることになります。これからも健康に留意され、明るい家庭を築いてください。

○お問い合わせ

財務課(内線222)